

法人とつとり

no. 92

公益社団法人 鳥取法人会



特集

平成25年度 納税表彰の皆様

- ▶ 第30回 法人会全国大会(青森大会)
- ▶ 絵はがきコンクール・表彰式・キッズカフェ
- ▶ わが社のホープと会社PR



麒麟獅子

放哉イヤ〜が開幕

鳥取市出身の自由律俳人、尾崎放哉が静かなブームを呼んでいる。豊かさにあふれた現代生活の中で、俳句のジャンルを超えて幅広い人たちの心を捉え、生きる力を与えているという。

それなら自分もと、放哉全集を紐解き、「咳をしても一人」「入れものが無い両手で受ける」などの句をそつと読んでみる。心にすつと飛び込んで共感が広がっていく。個と個が隔絶してコミュニケーションが希薄になった現代生活の中で、誰にだってある孤独や寂しさがことさらに心に響いてくる。

放哉は1885（明治18）年1月20日、鳥取市に生まれた。旧制の一高、東京帝大、会社重役とエリートコースを歩んでいたが、酒と病気によって身を持ち崩し、妻

とも別れ、放浪を余儀なくされた。そんな中で、放哉を唯一支えたのが、季語も定型もない自由律俳句だった。

そんな放哉を評論家の佐高信氏は先日「よみがえる尾崎放哉」フォーラムの中で、苦しい時期ほど後世に残る句が作られている。突き詰めて考えることのない私たちの代わりに真剣に考えた」と指摘した。放哉は誰もが経験できないような境遇を体験し、我々の代弁者と考えると、特別な親しさも沸いてこよう。

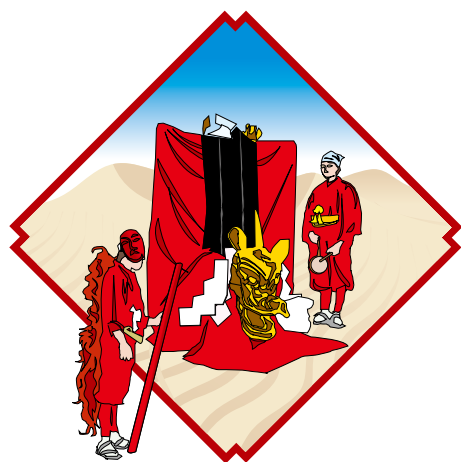
今年は時あたかも、放哉の生誕130周年記念事業がスタートする。1月には「よみがえる尾崎放哉」フォーラムと、小豆島のお宝資料展、「放浪の足跡―終焉の地小豆島」があり、予想を超える盛り上がりだったという。鳥取の人たちにも放哉は人気なのだ。

4月には小豆島への訪問ツアーも計画されている。秋には自由律俳句の募集や放哉ロードの整備、第7回全国公募書道展「放哉を書

く」、来年1月にはフォーラムと年間を通じてさまざまな顕彰事業が予定されている。

放哉とはどんな人物なのか、放哉の魅力はどこにあるのだろうか。今年は放哉イヤ〜。まずは各事業に参加して、放哉に触れてみよう。

（2014年2月 GALAXY）



目次

No.92

麒麟獅子・目次	2
平成25年度 納税表彰の皆様	3
第30回 法人会全国大会（青森大会）	4
平成26年度税制改正に関する提言活動	5
寄稿「消費税率引上げとその対応策（パートⅡ）」	6～7
税務署からのお知らせ	8～9
寄稿「会社の慰安旅行で 海外に行きたいけど大丈夫なの？」	10

福利厚生制度コーナー（AIU損害保険）	11
青年部会の広場	12～13
女性部会のページ	14～16
わが社のホープと会社PR	17
新入会員さん紹介	18
法人会からのお知らせ・編集後記	19
裏表紙広告（AIU損害保険）	20



平成25年度 納税表彰の皆様



国税庁長官表彰

(10月23日 東京にて受賞)



谷本 弘子 様
女性部会 理事
(株谷本酒店 取締役)



広島国税局長表彰

(10月31日 広島にて受賞)



花原 秀明 様
理事
(三洋製紙(株) 取締役総務部長)



録澤 哲雄 様
理事
(録澤税理士事務所 所長)
* 青申会で受賞



広島国税局長感謝状

(11月12日 鳥取税務署にて受賞)



足立利喜雄 様
(有)足立わたふとん店 社長



鳥取税務署長表彰

(11月12日 鳥取税務署にて受賞)



中島 保 様
理事
(グッドヒル(株) 常務取締役)



中尾修治郎 様
理事
(税理士法人中尾総合事務所 代表取締役)



諸吉 稔 様
理事
(株)ティエスピー 社長



鳥取税務署長感謝状

(11月12日 鳥取税務署にて受賞)



吉田 智 様
青年部会 副部長
(有)トータルフィット 社長



表彰者の皆様 鳥取税務署にて

第30回 法人会全国大会（青森大会）

「法人会全国大会」が平成25年10月3日、青森市リンクスステーションホールにて開催され、全国の法人会から約1,900名が参加しました。

第1部では、株式会社東レ経営

研究所特別顧問の佐々木常夫氏による「これからの時代の経営とリーダーシップ」と題した記念講演会があり、経験談を中心にワーク・ライフ・バランスを実現する仕事術、企業経営のあり方とリーダーシップなど

講話されました。



鳥取県連よりの参加者

第2部の式典では、池田弘一全法連会長の主催者あいさつのあと、表彰状贈呈が行われ、会員増強表彰部門（高加入率を長期間維持）で鳥取県連、同部門（会員数増加対前年1社以上）で倉吉法人会が努力賞、福利厚生制度表彰部門

（保険料収入前年比100%以上達成）で鳥取県連、鳥取法人会、倉吉法人会が受賞しました。引き続き「平成26年度税制改正に関する提言」が採択され、スローガンの唱和が行われました。



▶ 稲垣国税庁長官挨拶



藤本英興鳥取県連会長をはじめ鳥取法人会からは、縫谷昌生副会長ほか役員4名が空路・陸路を駆使し東北最北端の地へ行って参りました。

◀ 26年度全国大会栃木大会PR



総論

- まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！

所得税

- 所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！

法人税

- 法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！

事業承継税制

- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！

消費税

- 消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

地方税関係

- 国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！

震災復興

- 被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

行動する法人会（鳥取版）

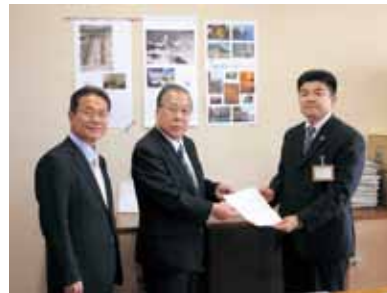
平成26年度税制改正に関する提言活動

11/
25



石破茂・舞立昇治議員事務所
(左から本多達郎秘書・山崎安造税制委員長)

11/
18



鳥取県庁総務部長室
(左から山崎安造税制委員長・
今井陸雄税制副会長・末永洋之総務部長)

11/
18



鳥取市役所
(左から竹内功市長・今井陸雄副会長・
山崎安造税制委員長)

11/
18



鳥取県県議会議長
(左から野田修県議会議長
今井陸雄副会長・山崎安造税制委員長)

1 消費税転嫁対策特別措置法について

消費税は多段階控除課税方式といわれる、製造、卸、小売りなどの各取引の段階で課税され、価格に転嫁されて最終的に消費者が負担する仕組みになっています。つまり、消費税制の基本は消費税の円滑な転嫁であると言えます。う。ご存じのとおり、平成26年4月に5%から8%に、27年10月にはさらに10%へと引き上げられる予定です。この短期間における2段階の引上げに際して、各取引の過程では様々な理由で消費税が転嫁されないことがあり、結果として転嫁出来なかった事業者はその分事業者の負担として利益を減少させられる恐れがあります。その結果、収益はもとより資金繰りが悪化するなど、中小企業者にとっては経営上大きな問題となります。

そこで、国（公正取引委員会、消費者庁、財務省等）では、中小企業等の円滑かつ適正な転嫁をサ

消費税率引上げとその対応策（パートⅡ）

税理士 岸本 信一



ポートするため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」を平成25年6月に公布しました。法律の概要は次の4項目のポイントからなっています。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降の取引について、特定事業者による特定供給事業者に対する消費税の転嫁拒否等の行為が禁止されます。これは、売り手側（特定供給事業者）と比べて買い手側（特定事業者）である事業者の取引上の地位が強い場合には、消費税の転嫁拒否等が行われやすいことから、買い手事業者に対し消費税の転嫁の受け入れを義務付けることが有効であるとの考え方から規定されたものです。禁止される行為として、

① 減額（支払時に対価の一部を減じて消費税の転嫁を拒む事）

② 買いたたき（通常の対価

よりも低い価格を売り手に対して指定すること）

③ 購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制（消費税の転嫁を受け入れる代わりに自己の指定する商品を購入、役務の利用、金銭及びその他の経済上の利益を提供させること）

④ 税抜価格での交渉の拒否（対価に係る交渉において、税抜価格での交渉を拒むこと）

⑤ 報復行為（特定供給事業者が公正取引委員会等に対して、上記事項の事実を知らせたことを理由に取引数量の削減や取引停止、その他不利益な取り扱いをすること）

等が規定されております。なお、違反行為があった場合には公正取引委員会が検査・指導を行いその程度によっては勧告を行ない、その旨を公表することとなっております。よって、特定事業者のみならず、すべての事

業者はこの法律について社員研修を行うなどして役員および従業員に周知徹底し社内体制の整備を図る必要があります。

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降の取引について、消費税分を値引きする等のように消費税に関連するような形で消費者に誤認を与えたり、競合する小売店の転嫁を阻害する行為の禁止、言い換えれば売り手事業者間の消費税不転嫁競争を回避することを目的としています。禁止される行為として、

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

【例示】「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」「消費税還元セール」

② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示してい

るもの

【例示】「消費税率上昇分値引きします」「消費税8%分還元セール」

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの
【例示】「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」「消費税相当分の商品券を提供します」

等が規定されております。なお、重大な違反行為があった場合は、消費者庁がその事業者に対して勧告を行いその旨を公表することとなっております。

(3) 価格の表示に関する特別措置（消費税法に基づく総額表示義務の免除）

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、あらかじめその価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務「総額表示義務」があります。これは、今

回及び平成27年10月1日に予定されている8%から10%への消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から表示価格を税抜価格「外税表示」として平成29年3月31日まで、時限的に認められたものです。よって、平成29年4月1以降は総額表示に戻すことが求められることにご留意ください。

(4) 転嫁・表示カルテルへの独占禁止法の適用除外

転嫁カルテルとは、事業者間や事業者団体において消費税率引き上げ分を対価に上乗せすることを取り決めることで、転嫁カルテルの容認により消費税の不転嫁競争の防止を目的とされています。また、表示カルテルとは事業者間や事業者団体において消費税の表示の方法について取り決めるもので、表示方法を統一することで消費税率の引上げに伴い買い手の混乱を回避することが期待されています。

このように、今般の消費税率引上げに伴い消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するための各種法令の整備がされました。事業者においては、どのような行為が違反行為となるのかを理解することはもちろん、事業者のみならず消費者においても、消費税の転嫁に関する正しい知識を深めていく必要があります。



「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されました

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則 税率	軽減後 の税率	参考（軽減額）
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円（50％軽減）
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円（50％軽減）
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円（50％軽減）
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円（50％軽減）
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円（50％軽減）
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円（50％軽減）
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円（40％軽減）
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円（20％軽減）
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円（20％軽減）
50億円超		60万円	48万円	12万円（20％軽減）

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。

ダイレクト納付のメリット

- ① 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ② インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

納税証明書のオンライン請求がとっても便利になりました

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダライタが不要になりました。

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。
(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

※ 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です

国税庁では、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」と定めています。

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちがお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要がありますのでご理解・ご協力をお願いします。



会社の慰安旅行で海外に行きたいけど大丈夫なの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川 悟志

リサ 弊社で、福利厚生の一環として従業員を対象に海外旅行を考えています。

費用は会社が負担するのですが、税金の面で注意することはありますか。

サキ先生 旅行費用を会社が負担すると、所得税のことは気を付けた方がいいですね。

リサ 従業員にお金を支払うわけではないのに、所得税が関係するのですか。

サキ先生 要するに、給与以外にも従業員の方が受ける利益があれば、給与と同じように所得税が課税されるということです。これを経済的利益といいます。

リサ 弊社の旅行も課税されることになるの。

サキ先生 何でも課税になるわけではありません。

会社が、従業員のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することによって、旅行に参加した従業員の方が受ける経済的利益については、旅行の規模、参加割合、負担割合などを総合的に勘案して、実態に即して判断することになります。

ただ、従業員の方が受ける経済的利益が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨や、旅行期間が4泊5日以内で、全従業員の50%以上が参加して

いるといった要件を満たしているのであれば、原則として課税しなくても差し支えないとされています。目的

地が海外の場合は、目的地での滞在日数が4泊5日以内かどうかになります。

ところで、今回の旅行の期間、参加割合、負担状況はどのようになっていますか。

リサ 旅行期間は3泊4日。参加割合は全従業員です。費用は15万円で、この内、会社が負担するのは7万円です。

サキ先生 そうですね。国税庁のタックスアンサーにも解説がありますが、旅行期間、参加割合、少額不追求の趣旨のいずれも満たしていると認められますので、原則として課税されないでしょうね。

リサ ホッとしました。

サキ先生 ただし、注意して欲しい点もあります。

先程、ご説明した要件を満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったとされますので注意が必要です。



◆筆者紹介

野川 悟志 (のがわさとし)



1965年生まれ。国税庁課税総括課、同法人課税課、国税局資料調査課、同法人課税課勤務などを経て、東京都品川区で税理士登録。多くの中小企業の財務を見てきた経験を活かして、決算分析から経営の効率化、会計不正や税務調査対策等のコンサルティングを行う。法人会や東京商工会議所等でセミナーも開催。認定経営革新等支援機関、中小企業事業再生マネージャー。

公式HPは「税理士野川悟志」で検索。

福利厚生制度「ビジネスガード」

導入30周年を迎えて



AIU損害保険株式会社 鳥取支店
支店長 大崎 直人

日頃より会員の皆様には弊社の制度商品である「ビジネスガード」の普及にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

おかげさまで持ちまして、平成26年度は法人会福利厚生制度「ビジネスガード」が30周年を迎えることができました。これもひとえに会員企業様のご支援の賜物と重ねて御礼申し上げます。

昭和59年にAIUの損害保険制度商品「経営保全プラン」が創設（平成23年に「ビジネスガード」に名称を変更）されて以来30年、長きにわたるお付き合いをいただいております。その後、企業リスクに



備える様々な商品がラインアップに加わり、昨年の平成25年10月には待望の自動車保険が制度商品として導入されました。文字通り、会員企業様の経営上のリスクを包括的にカバーできる制度商品に成長しました。

未加入の会員企業様におかれましては、ぜひ一度弊社推進代理店にご相談を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、会員企業様の益々のご発展を心よりご祈念申し上げます。

法人会厚生制度推進担当者です。



アイシーガル
(有)シーガル
新井 剛



アイシーガル
(有)シーガル
上根 直



たかき総合保険事務所
高木 光広



(株)ドゥーベスト保険事務所
辰己 泰彦

○親和商事 株式会社（推進代理店）

《引受保険会社》
AIU保険会社 鳥取支店 〒680-0835
鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル4階
Tel：0857-20-0081 Fax：0857-20-0085

「第27回法人会全国青年の集い」に参加して

鳥取法人会青年部会 広報委員長 田中 寛之



たくさんの会員で埋め尽くされた大会記念式典

昨年の、11月7日(木)・8日(金)広島で開催された「第27回法人会全国青年の集い」に、渡邊部会長をはじめ14名の会員で参加してまいりました。

広島グリーンアリーナを会場として始まった「大会記念式典」は、大会会長の大内茂稔氏の挨拶で始まり、「記念講演会」では、「日本一心」日本の未来のために果たすべきことと題した、(株)アクセルミュージックエンターテイメント 代表取締役の吉川晃司氏の講演(コンサートではありません)を拝聴しました。

東日本大震災直後のボランティア活動のお話や、その後、チャリティライブを開催して収益金6億円超を被災地に寄付したお話などをうかがい、僕自身、震災後の6月にいわき市の久ノ浜などにボランティアに



鳥取法人会から14名が参加

行ったことを思い出し、共感いたしました。

「百万一心」～東ねよう三本の矢を～を大会スローガンに掲げ、まさにそのスローガンのとおり、日本の未来のために、我々青年部会員が結束して何をすべきかを熱く議論を交わせる大会でありました。

第6回「キッズカフェ」と租税教室の開催

平成25年11月30日（土）、第6回目となる「キッズカフェ」を開催いたしました。

この事業は、鳥取法人会の社会貢献活動の一環として青少年の育成と「税」の大切さを勉強の目的としています。初の試みとして、鳥取駅前のバードハットで開催しました。

イベント当日は、遷喬小学校6年生19名が参加し、法人会会員のサポートを受けつつ、料理を盛り



付け、接客し、片づけなどを行いました。実際に販売（やきそば・カレーライス・モッフル・おしるこ・ジュース・コーヒー）するので、おもてなしの気持ちを持って、きちんとした挨拶・接客態度で望めるように指導しました。初めての屋外の会場ということもあり、天候や客の入り、会場の動線など不安要素がありました。天候にも恵まれ、大きな問題もなく、保護者を中心に300名ものお客様にお越しいただきました。

後日、税務署員と法人会会員が、授業の1時限を利用して成果発表と税金についての授業を行いました（租税教室）。授業の中でキッズカフェの売上や利益を発表し、その中から税金にまわったお金がどのように利用されているのかを教えました。子どもたちは実体験を通して、働くことの楽しさと大変さ、税金の大切さを学んだことと思います。

モッフルをつくる児童



会場風景



遷喬小にて租税教室

講師：青年部会 出口敦教氏（左） 税務署 福原広報官（右）



租税教室 1億円のレプリカを手にして



第4回「税に関する絵はがきコンクール」開催

女性部会では事業活動の一つとして「租税教育活動」を行なっています。その活動の一環として、小学6年生を対象に税への理解をより深めてもらおうと「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。

昨年11月から今年1月まで、鳥取市内の各小学校に出向き、租税教室のあとに絵はがきコンクールへの参加を呼びかけました。第4回となる今年度は、21校から749作品の応募がありました。



第二次選考会風景

平成26年2月4日、特別審査員として鳥取税務署長、税務広報広聴官、鳥取県立博物館の学芸員を招き女性部会役員のメンバーが入賞選考を実施しました。入賞作品は、下記の7点です。また、今回特別に学校全体で素晴らしい絵はがきの応募があった瑞穂小学校に「団体特別賞」を贈りました。



鳥取税務署署長賞



鳥取法人会会長賞



鳥取法人会青年部会部会長賞



鳥取法人会女性部会部会長賞



鳥取県立博物館長賞



アフラック鳥取支社長賞



A・I・U損害保険(株)鳥取支店長賞



大同生命保険(株)山陰営業支社長賞

表彰式

2月24日には鳥取税務署2階会議室で表彰式も行われました。
入賞された児童の皆さんと保護者の方々に出席して頂き、鳥取税務署の滝山尚志署長、鳥取法人会の藤本英興会長から表彰状と記念品が授与されました。

表彰式だよ
全員集合！



藤本鳥取法人会会長から握手を求められ思わず照れ笑い？



鳥取県立博物館館長賞受賞の馬淵雄羽さん

取材中にも二の余裕さずがです。



記者からの質問にはきはきと答える児童たち、すごいです



当日出席できなかった橋本さんと前田さんには
直接学校に出向いて表彰しました。

滝山鳥取税務署長、民本校長先生にはさまれ少し緊張？



鳥取税務署署長賞受賞の前田颯万さん

校旗をバックに
にっこり！



鳥取法人会会長賞受賞の橋本幸奈さん

租税教室

東郷・明治小学校



12.20 西村鈴子氏 (女性部会)
国府東小学校



1.17 宮脇英彰氏 (青年部会)

遷喬小学校



1.10 出口敦教氏 (青年部会)



遷喬小学校



1.10 田島大介氏 (青年部会)

美保小学校



1.21 諸吉 稔氏 (青年部会)

米里小学校



1.23 渡邊昌子氏 (青年部会)

面影小学校



1.20 辰己泰彦氏 (青年部会)

日進小学校



1.23 西垣由喜恵氏 (女性部会)

大正小学校



1.28 加藤陽子氏 (女性部会)

明德小学校



1.29 中井史生氏 (青年部会)

世紀小学校



1.30 辰己泰彦氏 (青年部会)

醇風小学校



1.31 松村将史氏 (青年部会)

岩倉小学校



2.5 加藤 寛氏 (青年部会)

わが社のホープと会社PR

①名前 ②血液型 ③趣味 ④上司からのコメント
⑤会社の住所 ⑥仕事内容 ⑦わが社のPR

有限会社 石野石材工業所



① 熊谷 幸司 (くまたに こうじ)

- ② AB型
- ③ 海・山・川・石などの自然観賞
- ④ 工事部から営業部へ移動して2年目となります。工事部での経験を活かしお客様にきめ細かい企画・提案が出来る事が彼の持ち味です。
今後とも誠心誠意をモットーに皆様にかわいがって頂きたいと思っております。

会社の概要

⑤ 〒680-0843

鳥取県鳥取市南吉方1丁目110-2

電話 0857(23)1483

FAX 0857(23)1602

⑥ 石材事業・仏壇事業・土木事業・防滑事業・リラクゼーション事業

⑦ 石材事業ではお客様に「より良い商品をより安く」をテーマに掲げ、平成19年中国福建省に中国事務所を設立いたしました。最短流通コストにてご提供しているため価格、品質、デザインetc…様々なお客様のニーズにお答え出来ると自負しております。平成23年には米子店を開設し、幅広くたくさんのお客様に愛される石材店を目指しています。

また、平成19年異業種参入でリラクゼーション事業部を設立し、鳥取店（ホテルモナーク内）、倉吉店（パープルタウン内）、関金店（せきがね湯命館内）、日吉津店（イオンモール日吉津店内）、高松店（イオンモール高松店内）、綾川店（イオンモール綾川店内）、計6店舗を展開中です。お近くにお越しの際は、日頃の疲れを癒しにお立ち寄りくださいませ。

スタッフ一同心よりお待ちしております。



会社名	代表者	業種
《 東支部 》		
(有)セントラルモータース	岡田 浩嗣	自動車販売・修理
(有)とうよう防水	保木本 覚	建築防水
(有)ティーティーエモーションズ	藤木 巧	飲食業
(有)大正	山田 厚介	建設業
(株) RASPAC	瀧本 浩志	飲食業
《 南支部 》		
ランドポート(有)	栗田 啓介	不動産業
(株)澤寿運輸	澤田 健吾	運送業
(有)大將軍	朴 宏克	飲食業
《 北支部 》		
(株)徳永組	徳永 和行	建設業
(株)五興	足立 勇	解体工事業
(株) eft.hara	原 真一	建設業
印ショップいろは堂	植田 耕司	印章・ゴム印
(株) Remica	金澤 裕治	不動産業
《 湖南支部 》		
(有)天川工業	天川 智博	建設業
八幸企画(株)	松本 賢広	広告業
泊綜合食品(株)	岸田 隆志	食品卸売業
鳥取ソーラー(株)	大林 歳彦	小売業
《 湖東支部 》		
(有)藪中商店	藪中 勇	鮮魚仲買
(株) SUNYOU	川上 憲治	製造業
(有)ワークステーション	岡本 博和	人材派遣
(一社) 縁	島村 英一	就労支援センター
三王運輸(株)	田中 裕志	運送業
千代興業(有)	水口 進	産廃業他

会社名	代表者	業種
《 湖東支部 》 つづき		
(株)トレードマーク鳥取	小寺 孝明	広告業
(株)三山商事	岩本 賢一	不動産賃貸
林商店	林 忠春	解体業
《 桜ヶ丘支部 》		
(株)フロンティアファクトリー	山下 和也	縫製加工
情報リンク協同組合	岡本 博和	高速道路割引サービス事業
(有)鳥取大成	早瀬 一美	建設業
(株)マルエイ	金田 鐘一	金属加工
(有)プロテクト	岸野 忍	建設業
幸成工業(株)	谷田 幸成	建設業
(株) HRD iDEAL	原田 宜明	福祉事業
(有)松建工業	松川 敏之	土木工事
《 岩美支部 》		
(有)よしだ	吉田 和裕	旅館業
《 気高支部 》		
スマイルセンター(株)	西村 俊二	介護事業
(株)池沢商会	池澤 和正	部品製造業
(株)三輝環境	藤原 まゆみ	産業廃棄物処理
《 八頭東支部 》		
(株)スギゴチ	坂本 和信	製造業他
(株)オートギャラリー	森木 澤美	自動車修理販売
(有)桂緑化園	勝連 太朗	造園工事
アフラック募集代理店	岸田 尚	保険代理店
《 智頭支部 》		
(株)ウィルファーム	橋本 大志	介護事業
山陰興業(株)鳥取（営）	山根 久志	産業廃棄物処理
とみや産業(有)	尾崎 徳幸	製・飲食



会員募集中です！！ 事務局 TEL .0857-27-1604



新しい会員をご紹介します。入会されますと次のメリットがあります。

○経営に差がつく

○税の知識が身につく

○人脈が広がる

税務説明会・講演会・社会貢献活動・機関紙などの配布・異業種交流など、さまざまな活動をととして企業の発展をバックアップいたします。

～会員増強にはこんな制度があります～

《 奨励金 》 1社獲得につき、1000円のギフト券を贈呈

《 表彰 》 年度内に5社以上獲得した個人を総会で表彰

法人会からのお知らせ

(平成26年4月1日～平成26年10月31日)

年月	研修会等	役員会・委員会等	その他
26.4	新入社員研修会 (4/7・4/11) 入社3年以内社員研修 (予定) 第1回 新設法人説明会	監査会 総務委員会 第1回 理事会	女性フォーラム 香川大会 (4/10)
5	女性部会総会・講演会 親会総会・記念講演会 青年部会総会 第1回 法人税務説明会 (4.5.6月決算会社)	税制委員会事前打合 (下旬) 税制委員会 (下旬)	
6	各支部事業報告会・研修会 開始 (6～8月予定)	各支部役員会 青年部会役員会 女性部会役員会	ほうじん発送 (下旬)
7		青年部会役員会 第1回 広報委員会	
8	第2回 法人税務説明会 (7.8.9月決算会社) 従業員教育訓練研修会 (予定) 第1回献血ボランティア (下旬)		
9	女性部会 研修会 視察研修旅行 (上旬) 入社3年以内社員研修 (予定)	青年部会役員会 女性部会役員会 理事会 組織委員会	
10	第2回 新設法人説明会	青年部会役員会 女性部会役員会	会報・ほうじん発送 (下旬) 全国大会 栃木大会 (10/16)

編集後記

お気づきになりましたか？レイアウトで会員の皆様をキャッチ！

今92号より、1段よこ組から4段たて組に変更いたしました。

広報誌といえば、堅苦しくてなかなか読みにくいと思われている方も多いと思います。

お忙しい会員の皆様に、その情報が必要でも読んで頂けなければ何にもなりません。

そこで広報委員会では、ほんの少し工夫することで、読みやすく、わかりやすく、おもしろく読んでいただける紙面作りができないか検討して参りました。

たくさんある情報の中で、直感的にわかるレイアウト、カット、写真、キャッチコピー、見出し等重要です。編集する側がその情報についてよく理解し、会員の皆様に伝えたいという思いがわかりやすさに繋がると思います。

「法人 とっとり」は年2回の発行で、会員社、公共機関等に配布しております。

是非皆様に見て頂ける紙面作りを目指していきたいと思っています。

会員の皆様のご感想、ご意見、ご要望を頂き次号以降に反映して行きたいと思っています。

広報委員長 日本海テレビ 金明伸俊



公益社団法人 鳥取法人会

〒680-0031

鳥取市本町3丁目201番地

鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル2階

TEL 0857 (27) 1604

FAX 0857 (20) 0555

メール: hojin@toriho.com

ホームページ: toriho.com

ご意見・ご要望をお寄せください



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



ケガ・病気

熱中症

労災訴訟

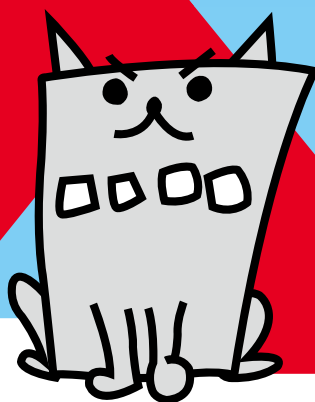
損害賠償責任

地震・噴火・津波

過 労

職場のメンタルヘルス

私の会社は、
ガードが固い。



法人会の アットワークハイパー任意労災

定額＋賠償の「ダブル補償」で、
万一の労働災害から企業経営を守ります。

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

鳥取支店

〒680-0835 鳥取市東品治町 102 鳥取駅前ビル 4 階

Tel : 0857-20-0081 Fax : 0857-20-0085

(受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

●この広告は保険の概要をご説明したものです。

●アットワークハイパー任意労災は法人会福利厚生制度の制度商品である業務災害総合保険のペットネームです。